

鹿屋市教育委員会教育長の権限に属する事務の決裁規程の一部を改正する訓令

鹿屋市教育委員会教育長の権限に属する事務の決裁規程（平成18年鹿屋市教育委員会教育長訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別表第2第10項の表を次のように改める。

決裁事項	教育長	専決区分	
		次長	館長
定例によるセンターの使用許可に関する こと。			○
各種の学級、講座等の運営に関する こと			○
センター施設の管理に関する こと。			○

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。